

工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法について

〔 令和2年4月1日 元農振第3396号
農村振興局長から各地方農政局長あて 〕

(一部修正 令和2年4月13日元農振第3396号-2)

一部改正 令和3年3月19日2農振第3047号

〃 令和4年3月25日3農振第2711号

土地改良事業等請負工事の工事価格については、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」(昭和52年2月14日付け52構改D第24号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)等に基づき積算しているところであるが、「工事の請負契約に係る契約書について」(平成7年10月24日付け7経第1492号大臣官房経理課長通知)第19条及び第20条の規定により、工期の延長や工事を一時中止させた場合の増加費用の積算方法について、要綱第5の規定に基づき別紙の通り定め、令和2年4月1日から適用するので、適切に運用されたい。

なお、「工事の一時中止に伴う増加費用等の取扱いについて」(昭和59年2月14日付け59構改D第83号構造改善局長通知)及び「工事の一時中止に伴う増加費用等の取扱いの運用について」(昭和59年2月14日付け61-14構造改善局建設部長通知)は令和2年3月31日限りで廃止する。

別 紙

工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法

受注者の責めに帰すことができないものにより請負工事の設計図書の変更に伴う工期の延長や一時中止（以下「工期延長等」という。）をした場合の増加費用等の負担については、「工事の請負契約に係る契約書について」（平成7年10月24日付け7経第1492号大臣官房経理課長通知）及び「地方農政局における工事の請負契約に係る契約書の運用について」（平成27年10月1日付け27農振第1407号農村振興局整備部設計課長通知）により行うこととされているところであるが、増加費用等の積算について、下記によるものとする。

記

1 対象工事

(1) 発注者が、工事請負契約書第19条により必要があると認め、設計図書の変更を行い、工期を延長する工事及び工事請負契約書第20条により一時中止（以下「中止」という。）を行う工事とする。ただし、工事請負契約書第19条に基づく直接工事費の変更により、設計図書の変更を伴う工期の延長を行う工事を除くものとする。

2 この通知において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 現場搬入済の材料、機械等・・・中止以前に工事現場に到着又は搬送手配済の材料、機械等
(2) 期間要素を考慮して・・・中止指示時点（以下「中止時点」という。）における当該工事の設計書（打合簿指示内容を含む。以下「元設計」という。）において、供用されている期間の長さによって積算額が変わるものとして、取り扱われている材料、機械等

3 請負代金額または工期の変更

工事における工期延長等をした場合において、「必要があると認められる」ときは、請負代金額又は工期が変更されなければならない。

4 工事を中止させる場合の指示等

発注者は、工事を中止させる場合においては、中止の対象となる工事内容、工事区域及び中止期間の見通し等を受注者に通知するとともに、工事現場を適正に維持管理するために最小限必要な管理体制等を指示するものとする。

5 基本計画書

(1) 受注者は、工事を中止した場合においては、下記事項を明らかにした中止期間の工事現場の維持・管理等に関する基本計画書（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し協議する。

ア 中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具
イ 中止に伴う工事現場の体制の縮小計画
ウ 中止期間における工事現場の維持管理計画
エ 工事の再開準備計画

(2) 中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとし、受注者は、基本計画書においてこの旨を明らかにするものとする。

(3) 受注者は、基本計画書の承諾を得た後において、発注者が新たに指示等をした事項又は受発注者協議により発注者が必要と認めた事項を反映した基本計画書を提出し発注者の承諾を得るものとする。

(4) 基本計画書の作成にあたっては、再開に備えての方策や中止に伴い発生する増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにする。

6 工期短縮計画書

(1) 発注者は、中止期間の解除にあたり工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し合意を図る。

- (2) 受注者は、発注者からの協議に基づき工期短縮を行う場合は、その方策に関する工期短縮計画書を作成し発注者と協議を行う。
- (3) 協議にあたっては、工期短縮に伴う増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにする。

7 工期延長等に伴う増加費用

- (1) 工期延長等に伴う増加費用の算定は、受注者が工事現場の維持等に要した費用の明細書（以下「明細書」という。）を作成（中止の場合は、基本計画書に基づき実施した結果として要した費用により明細書を作成）し、これに基づき、費用の必要性・数量などを受発注者協議して行うものとする。
- (2) 増加費用の各構成費目は、原則として、工期延長等に要した費目の内容について積算するものとし、再開以降の工事にかかる増加費用については、従来どおり設計変更を行うものとする。
- (3) 工期延長等に伴い発注者が新たに受取対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更を行うものとする。

8 増加費用の考え方

(1) 本工事施工中に工期延長等をした場合の費用

増加費用の適用は、工期延長等に伴う増加費用について受注者から請求があった場合に適用する。

増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、工期延長等となる場合の費用及び工期短縮を行った場合の費用とする。

ア 工事現場の維持に要する費用

工事現場の維持に要する費用とは、工期延長等に伴う工事現場の維持又は工事の再開に備えた機械器具、労務者及び現場常駐の従業員（専門職を含む。以下同じ。）の保持に必要となる費用等とする。

イ 工事現場の体制の縮小に要する費用

工事現場の体制の縮小に要する費用とは、中止指示時点における工事現場の体制から中止期間中における工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者及び現場常駐の従業員の配置転換に要する費用等とする。

ウ 工事の再開準備に要する費用

工事の再開準備に要する費用とは、工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者及び現場常駐の従業員の転入に要する費用等とする。

エ 工期延長等となる場合の費用

工期延長等となる場合の費用とは、工期延長等となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用及び仮設諸機材の損料等に要する費用等とする。

オ 工期短縮を行った場合の費用

工期短縮を行った場合の費用とは、工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等とする。なお、工期短縮の要因が受注者に起因する場合は、増加費用を見込まないものとする。

(2) 契約後準備工着手前に工期延長等をした場合

- ア 契約後準備工着手前とは、契約締結後で現場事務所及び工事看板が未設置であり、材料等が未搬入の状態で、測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。
- イ 発注者は、契約後準備工着手前に準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の工期延長等を受注者に通知する。
- ウ 工期延長等に伴う増加費用は計上しない。

(3) 準備工期間に工期延長等をした場合の費用

- ア 準備工期間とは、契約締結後で現場事務所及び工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。
- イ 発注者は、準備工期間中に本体工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の工期延長等を受注者に通知する。
- ウ 増加費用は、安全費、営繕費及び現場管理費等が想定されるので、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量などを受

発注者が協議して決定する。

9 増加費用の設計書における取扱い

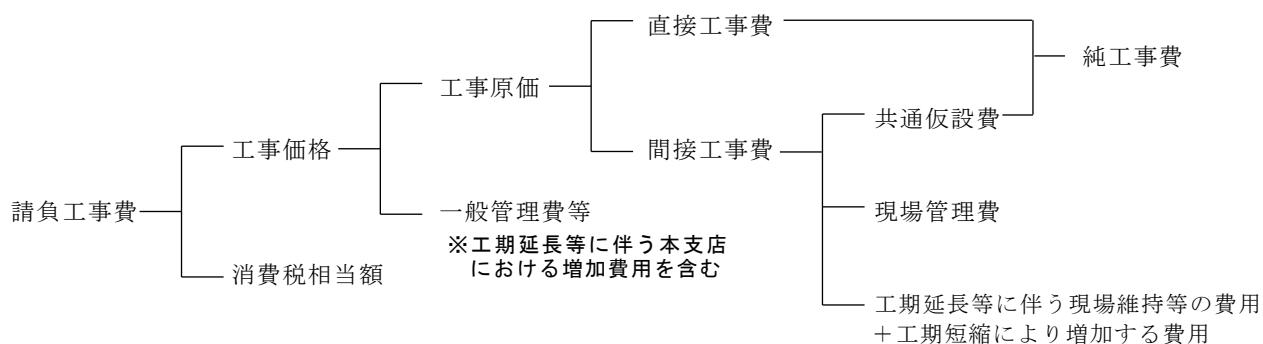
増加費用は、工事の設計書の中に「工期延長等に伴う現場維持等の費用」として、原契約の請負工事費とは別に計上するものとする。ただし、設計書の上では、原契約に係る請負工事費と増加費用の合算額を請負工事費とみなすものとする。

10 増加費用の事務処理上の取扱い

- (1) 増加費用は、原契約と同一の予算科目をもって、設計変更の例にならい、変更契約するものとする。
- (2) 増加費用は、受注者の請求があった場合に負担するものとする。
- (3) 増加費用の積算は、工事再開後速やかに受発注者が協議して行うものとする。

11 増加費用の構成

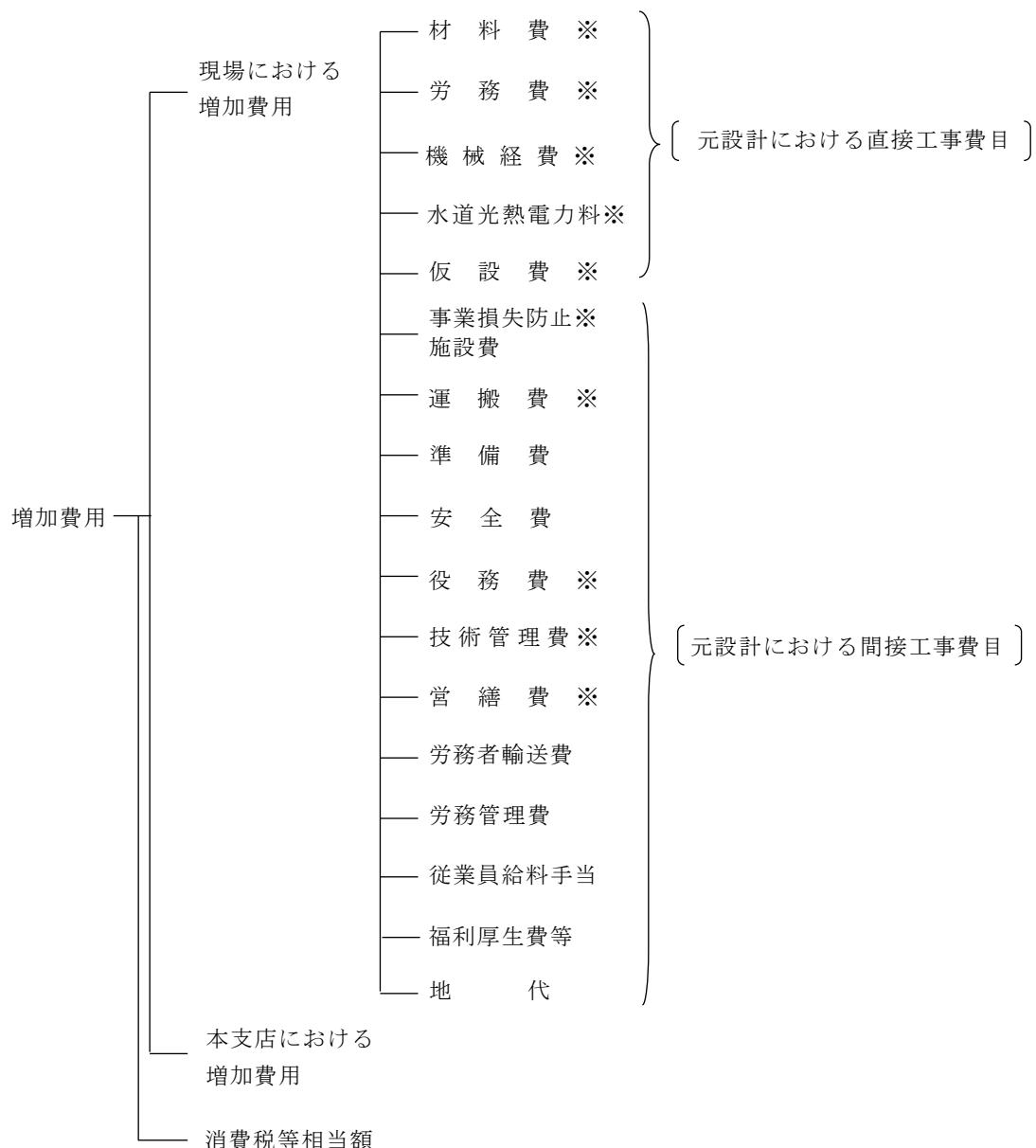
工期延長等に伴う現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。



増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象に算定することとし、算定方法は、工事の工期延長等の期間が3か月以内は標準積算により算定し、工事の工期延長等の期間が3か月を超える場合など、標準積算により難い場合は、受注者から増加費用に係る見積を求め、受発注者間で協議して増加費用を算定する。

12 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用（標準積算）

(1) 標準積算により算定する場合は、工期延長等に伴う現場維持等に要する費用として積算する内容は以下の積上げ項目及び率項目とし、増加費用の構成費目は、次のとおりとする。



※積上げ項目

運搬費及び営繕費については、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準」(平成13年3月22日付け12農振第1680号)の別表に定めている率に別途加算できる項目を対象に積上げとする。

(2) 増加費用の費目に係る積算の内容は次のとおりとする。

ア 現場における増加費用

(ア) 材料費

a 材料の保管等の費用

工事を工期延長等したために、元設計の直接工事費の計上されている現場搬入済の材料を発注者が倉庫等(受注者が工事現場に設置したものを除く。)へ保管する必要があると認めた場合の材料の保管料及び入出庫手数料とする。

なお、保管した材料の数量、期間、単価等の確認に基づき必要額を算定する。

b 他の工事現場へ転用した材料の運搬費

工事を工期延長等したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を発注者

が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の材料の運搬費用とする。

なお、当該工事現場から他の工事現場まで運搬した費用を算定する。

c 直接工事費に計上された材料の損料等

元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の工期延長等に伴う損料額及び補修費用とする。

なお、費用に当たっては次式により算定する。

$$\text{材料損料} = \text{工期延長等期間} \times \text{供用1日(又は1月)当たり損料}$$

(イ) 労務費

a 工事現場の維持に必要な労務費

作業を伴わない作業員の労務費は、原則として計上しないものとする。

ただし、必要な作業員を確保しておくべき特別な事情（トンネル、潜函等の特殊な工事）があり、受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた場合はその費用とする。

なお、現場に労務者を常駐させた場合の労務費は、次式により算定する。

$$\text{労務費} = \text{延人員} \times \text{職種別労務単価}$$

b 他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等のために、受発注者協議により工事現場に常駐させた、トンネル、潜函工などの特殊技能労働者が、職種外の普通作業等に従事した場合の本来の職種と従事した職種の発注者の設計上の単価差額の労務費用とする。

なお、本来の職種外の作業に従事した場合の単価差額は、次式により算定する。

$$\text{単価差額} = \text{延人員} \times (\text{本来職種労務単価} - \text{従事した職種労務単価})$$

(ウ) 水道光熱電力料

工事現場に設置済の施設を工事現場の維持のため、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により工期延長等の要因発生後、再開までの間に稼働（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用とする。

(エ) 機械経費

a 工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用とする。

(a) 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費（組立、解体費を含む。）が工事現場に存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立、解体費、賃料・損料、管理費を含む）とする。

なお、工事現場に存置する機械の費用は、次式により算定する。

$$\text{機械存置費} = \text{工期延長等期間} \times \text{供用1日当たり損料}$$

(b) 発注者が工事現場の維持のため必要があると認めて指示した機械の運転に要する費用とする。

(オ) 仮設費

a 仮設諸機材の損料

現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮しているものと同等と認められる仮設諸機材の工期延長等に係る損料及び維持補修の増加費用とする。

なお、損料算定に当たっては、次式により算定するとともに、仮設諸機材の維持補修費は、必要に応じて計上する。

$$\text{仮設諸機材の損料} = \text{工期延長等期間} \times \text{供用1日(又は1月)当たり損料}$$

b 仮設材料の損料

現場搬入済の仮設材料のうち、搬出費及び再搬入費が、工事現場に存置する費用を上回ることにより工事現場に存置することとした仮設材料の工期延長等に係る損料とする。

なお、損料算定に当たっては、上記aに準じて行うこととする。

c 新たに必要になった工事現場の維持等に要する費用

元設計には計上されていないが、工期延長等に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示し、あるいは受発注者の協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（補助労務を含む。）とする。

なお、費用に当たっては、積算基準により算定するものとする。

d 工期延長等となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用とする。

(カ) 事業損失防止施設費

仮設費に準じて積算した費用とする。

(キ) 運搬費

a 工事現場外へ搬出又は工事現場への再搬入に要する費用

工期延長等の要因発生時点に現場搬入済の機械器具類及び仮設材のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用とする。

b 大型機械類等の現場内運搬

元設計に計上した機械類、資材等のうち、工期延長等されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示し、あるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用とする。

(ク) 準備費

現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の跡片付け及び工事の再開のための諸準備・測量等で、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により発注者が必要と認めたものに係る費用とする。

(ケ) 安全費

a 既存の安全施設等に係る費用

工期延長等の要因発生以前に工事現場に設置済の安全施設等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる安全設備等の工期延長等に伴う損料及び維持補修の費用とする。

b 新たに必要になった安全施設等に要する費用

元設計には計上されていないが、工期延長等に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示し、あるいは受発注者の協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費を含む。）とする。

(コ) 役務費

a 材料置場等の敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上しているものと同等と認められる材料置場等の敷地の工期延長等期間に係る借上げ、解約等に要した追加費用とする。

なお、元設計において積上げ計上されている材料置場等の敷地の借上げ料は、次式により算定する。

$$\text{借上げ料} = \frac{\text{元設計における借上げ料}}{\text{元設計における借地期間}} \times \text{必要期間}$$

b 用水・電力等の基本料金

元設計において期間要素を考慮して計上しているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る工期延長等期間の基本料金とする。

(サ) 技術管理費

原則として計上しないものとする。

ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器等のうち、元設計において期間的要素を考慮して計上しているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用とする。

なお、元設計において積上げ計上されている機器等の損料については、(カ)に準じて算定する。

(シ) 営繕費

工期延長等の要因発生以前に工事現場に設置済の営繕施設のうち、元設計において期間要素を考慮して計上しているものと同等と認められる営繕施設又は共通仮設費率の対象となる営繕施設の工期延長等に係る維持費、補修費、損料額、営繕費及び労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における工期延長等期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用とする。

なお、元設計において積上げ計上されている施設の営繕損料は、次式により算定する。

$$\text{営繕損料} = \text{工期延長等期間} \times \text{供用 1 日 (又は 1 月)} \text{ 当り損料及び維持補修費}$$

(ス) 労務者輸送費

元設計が営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において受発注者協議により工事現場に常駐することとした労務者及び近傍の工事現場に転用することとした労務者を一括通勤させる場合の通勤費用とする。

(セ) 労務管理費

a 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用

工期延長等によって遊休となった労務者のうち、専従的に雇用されていた労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは、元請会社又は下請会社が直接賃金を支給し、かつ当該工事現場に相当期間の契約で常駐的に雇用されていたことが賃金台帳等で確認できる者（通勤者も含む。以下「専従的労務者」という。）とする。

b 解雇又は休業手当に要する費用

受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用とする。

(ソ) 従業員給料手当

工期延長等期間中の工事現場の維持等のために受発注者協議により定めた次の費用とする。

a 元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用とする。

b 工期延長等の要因発生時点において現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用とする。

c 工事現場の維持体制から工事を再開する体制に移行するまでの間、現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用とする。

d 工期延長等となることにより追加で生じる現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用とする。

(タ) 福利厚生費等

現場管理費のうち、現場常駐の従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の工期延長等期間中の費用とする。

(チ) 地代

現場管理費のうち、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の工期延長等期間中の費用とする。

イ 本支店における増加費用

中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用とする。

なお、費用に当たっては、元設計の費用に工期延長等に伴う増加費用を加えた工事原価に対する一般管理費等率により算定することとする。

ウ 消費税相当額

現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用とする。

(3) 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用の算定は、以下の式により算出する。

$$G = d g \times J + \alpha$$

ただし、

G : 工期延長等に伴う現場維持等の費用（単位：円 1,000 円未満切り捨て）

d g : 工期延長等に係る現場経費率（% 小数点第3位四捨五入2位止め）

J : 対象額（工期延長等時点の契約上の純工事費）（単位：円 1,000 円未満切り捨て）

α : 積上げ費用（単位：円 1,000 円未満切り捨て）

ここで、工期延長等に伴い増加する現場経費率 $d g$ は次式によるものとする。

$$dg = A \left\{ \left(\frac{J}{a \times J^b + N} \right)^B - \left(\frac{J}{a \times J^b} \right)^B \right\} + \frac{(N \times R \times 100)}{J}$$

ただし、

$d g$: 工期延長等に伴い増加する現場経費率（% 小数点第3位四捨五入2位止め）

J : 対象額（工期延長等時点の契約上の純工事費）（単位：円 1,000 円未満切り捨て）

N : 工期延長等日数（受注者の責めに帰す場合は除く）（単位 日）

ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延長等日数

R : 公共工事設計労務単価（土木一般世話役）

工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法

A : 工種ごとに決まる係数（別表）

B : //

a : //

b : //

別表

工種区分	係数A						係数B						係数a	係数b
	一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)	市街地(DID補正)(1)	山間僻地及び離島	中山間地域	補正なし	一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)	市街地(DID補正)(1)	山間僻地及び離島	中山間地域	補正なし		
ほ場整備工事	270.3	269.4	269.4	246.8	245.0	244.1	-0.1646	-0.1652	-0.1652	-0.1639	-0.1651	-0.1658	7.2721	0.2013
農用地造成工事	1003.3	976.7	976.7	944.2	890.3	864.0	-0.2663	-0.2649	-0.2649	-0.2683	-0.2650	-0.2633	7.3915	0.1981
舗装工事	1162.5	1087.6	1254.4	1149.1	995.4	923.0	-0.2807	-0.2767	-0.2801	-0.2858	-0.2771	-0.2725	0.7817	0.3147
道路改良工事	87.2	87.0	87.0	79.4	79.1	78.9	-0.0698	-0.0706	-0.0706	-0.0688	-0.0705	-0.0714	2.4722	0.2611
水路トンネル工事	2246.7	2315.9	2315.9	1965.7	2098.9	2171.9	-0.3242	-0.3276	-0.3276	-0.3199	-0.3273	-0.3310	0.4494	0.3583
水路工事	132.3	131.7	131.7	120.9	119.8	119.2	-0.1120	-0.1125	-0.1125	-0.1114	-0.1125	-0.1130	20.5437	0.1311
排水路工事	365.8	364.7	364.7	333.8	331.6	330.5	-0.1972	-0.1979	-0.1979	-0.1964	-0.1978	-0.1985	12.9935	0.1569
河川工事	2116.7	2104.1	2104.1	1939.0	1914.0	1901.4	-0.3275	-0.3280	-0.3280	-0.3269	-0.3279	-0.3284	13.3999	0.1615
管水路工事	179.1	179.6	179.6	162.2	163.3	163.8	-0.1416	-0.1428	-0.1428	-0.1402	-0.1427	-0.1441	19.1229	0.1360
管更生工事	206.0	205.4	205.4	188.0	186.8	186.2	-0.1408	-0.1414	-0.1414	-0.1401	-0.1413	-0.1419	0.6805	0.3202
烟かん施設工事	156.5	157.5	157.5	141.1	143.1	144.1	-0.1247	-0.1261	-0.1261	-0.1230	-0.1260	-0.1275	25.7236	0.1218
海岸工事	550.7	561.8	561.8	488.2	509.7	521.4	-0.2255	-0.2280	-0.2280	-0.2224	-0.2278	-0.2306	4.2009	0.2226
コンクリート補修工事	369.9	371.8	371.8	334.1	337.9	339.8	-0.1811	-0.1822	-0.1822	-0.1797	-0.1821	-0.1833	8.7781	0.1772
ため池工事	190.8	188.9	188.9	175.7	171.9	169.9	-0.1265	-0.1265	-0.1265	-0.1265	-0.1265	-0.1265	1.4253	0.2965
その他土木工事(1)	370.7	369.8	369.8	338.1	336.3	335.3	-0.1901	-0.1908	-0.1908	-0.1892	-0.1908	-0.1916	5.0485	0.2209
その他土木工事(2)	325.9	325.9	325.9	296.4	296.3	296.3	-0.1769	-0.1777	-0.1777	-0.1759	-0.1776	-0.1784	2.7489	0.2569
フィルダム工事	—	—	—	—	—	91.3	—	—	—	—	—	-0.0673	0.1633	0.3963
コンクリートダム工事	—	—	—	—	—	115.6	—	—	—	—	—	-0.0824	0.3392	0.3621